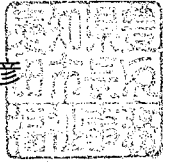


下記のとおり公募型プロポーザルを行いますので、公告します。

令和7年12月19日

豊田市長 太田 稔彦



1 委託する業務

(1) 業務名 豊田市古瀬間聖苑改修計画策定業務委託

(2) 業務の概要

古瀬間聖苑の長寿命化、待合室細分化、火葬炉更新工事を行うにあたり、法令上の諸条件の調査、施工方法の比較検討、設備の配置検討、長寿命化改修か所の特定、工事工程の検討、概算工事費の算出等を行い、基本設計及び実施設計に必要な設計条件等の整理するための改修計画を策定する。

(3) 履行期限 令和9年2月26日

(4) 提案限度額 20,000,000円（消費税込み）

2 参加資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者

- (1) 公告日において、令和6・7年度の豊田市競争入札参加資格コンサル（建築設計）を有する者であること。
- (2) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係及び人的関係がない者であること（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）。
- (7) 国税、愛知県税及び豊田市税が未納でないこと。
- (8) 公告日において、次に掲げる条件を満たす者であること。
 - ア 平成27年4月以降に、官公庁（国、地方公共団体、公社及び独立行政法人に限る。）が発注した業務において、元請として（JVの場合は、当該JVの代表者に限る。）1件当たりの税込金額500万円以上である火葬場の新築若しくは改修に係る設計業務（基本設計又は実施設計）又は改修に係る基本計画策定業務を履行した実績を有すること。
 - イ 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

3 業務説明資料等の交付

- (1) 交付期間 令和7年12月19日(金)から令和8年1月13日(火)まで(土・日曜日及び祝日を除く。)
- (2) 交付場所 豊田市役所福祉部やすらぎ福祉総務課(東庁舎1階)又はやすらぎ福祉総務課ホームページからダウンロード

4 現場見学会

- (1) 日 時 令和7年12月23日(火) 午前9時30分から
※別日程での見学も可能な範囲で対応しますので、ご相談ください。
- (2) 場 所 古瀬間聖苑(豊田市古瀬間町小田820番地)
- (3) 申 込 やすらぎ福祉総務課へ令和7年12月22日(月)正午までに電話又はメールで申込
- (4) 参加者 参加者数は、1団体につき4名以内
- (5) その他 現場見学会への参加は任意です。

5 参加表明書の提出及び参加資格の確認

- (1) 提出期限 令和8年1月13日(火) 午後1時まで
- (2) 提出場所 豊田市役所福祉部やすらぎ福祉総務課(東庁舎1階)
- (3) 提出方法 持参、郵送又はメール(提出期限必着)
- (4) 添付資料 ・ 納税証明書(発行後3か月以内のもの、写し可)

国税	税務署で発行。「法人税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書(その3の3)
愛知県税	愛知県の県税事務所で発行。「法人県民税」、「法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税」、「自動車税種別割」の納税証明書
豊田市税	証明の種類は「完納証明」

※豊田市内(愛知県内)に事業所がない者等で、納税証明書が受けられない場合は「豊田市税(愛知県税)の納税義務がないことの申出書」を提出。

- ・ 2の(8)アに定める実績を証する書類(1件)(契約書の写し等)
- ・ 一級建築士事務所登録を証する書類

6 参加資格確認結果の通知

- (1) 通知期限 令和8年1月14日(水)まで
- (2) 通知方法 参加表明書提出者にメール又は郵送にて行う。

7 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和8年1月13日(火) 午後1時まで
- (2) 受付方法 持参、郵送又はメール(受付期限必着)
- (3) 回 答 令和8年1月19日までにやすらぎ福祉総務課ホームページにて行う。

8 提案書等の提出書類

A4サイズ片面6枚以内(見積書及び積算内訳書を除く。)に下記内容を記載すること(提出部数は正本1部、副本6部)。ただし、副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使

用しないこと（表紙、目次及び本文を含むので注意すること）。

（１）業務経歴

平成２７年４月以降に、官公庁（国、地方公共団体、公社及び独立行政法人に限る。）が発注した業務において、元請として（JVの場合は、当該JVの代表者に限る。）の火葬場の新築若しくは改修に係る設計業務（基本設計又は実施設計）又は改修に係る基本計画策定業務の実績一覧（業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要等）

（２）業務担当体制

管理技術者、照査技術者における資格、経歴、８（１）に掲げる業務に責任者又は技術者として関わった実績、現在の手持ち業務、その他同種・類似業務実績

（３）業務実施方針

実施方針、業務体制、具体的実施方法、重点項目、課題及びその対応等

（４）本業務への提案や意見

- ア 操業継続下における工事工程について
- イ 事業費削減への提案について
- ウ 受変電設備の更新について
- エ 火葬炉設備の条件整理について
- オ 空調設備の更新について
- カ 長寿命化工事対象の特定について

（５）本委託業務に対する工程計画

（６）見積書及び積算内訳書（１部）

９ 提案書等の提出期限等

- （１）提出期限 令和８年１月２６日（月） 午後１時まで
- （２）提出場所 豊田市役所福祉部やすらぎ福祉総務課（東庁舎１階）
- （３）提出方法 持参、郵送又はメール（提出期限必着）
- （４）その他 参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、提案書等の提出期限までにその旨を文書（様式自由）に記載し、持参、郵送又はメール（提出期限必着）により提出すること。

１０ ヒアリング

- （１）開催日時 令和８年１月２９日（木） 午後１時から午後５時までのうち指定する３０分間（時間については後日連絡する。）
- （２）開催場所 豊田市役所 福祉部会議室（東庁舎１階）
- （３）備考
 - ア 説明１５分以内（時間厳守）、質疑応答１５分とする。
 - イ 出席者は４名以内とする。
 - ウ 説明は、提出資料により行うものとし、模型、パネル等の、追加資料の持込みは認めない。
 - エ プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介を行わないこと。
 - オ ヒアリングの方法をWEB会議に変更する場合がある。その場合は、ZOOMミーティングに対応できるようにすること。

1 1 評価基準

- (1) 下記項目のうち、アを事務局が採点し、イを選考委員が採点する。アの採点結果と各選考委員の採点結果の合計が最高得点の者を最優秀提案者として選定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

ア 業務経歴等（130点）【事務局評価】

- (ア) 企業の業務実績（20点）
- (イ) 業務担当者等の資格・業務実績（60点）
- (ウ) 提案価格（50点）

イ 業務実施計画等（74点）【選考委員評価】

- (ア) 業務実施方針（8点）
- (イ) 本業務についての提案・意見 ア・イ・ウ・エ・オ・カ（58点）
- (ウ) 工程計画（4点）
- (エ) 取組意欲（4点）

※評価点（500点）＝ア（業務経歴（130点））＋イ（業務実施計画（74点）×5人）

※詳細は別紙「評価基準」のとおり

- (2) 最高得点が同点の場合は、見積金額の安価な者を最優秀提案者として選定する。
- (3) 提案者が一者の場合でも、最低基準点（250点）に達しない者は最優秀提案者として選定しない。
- (4) 選考は、以下の5名の委員により行う。

福祉部 副部長

学識経験者（大学教授）

やすらぎ福祉総務課 課長

古瀬間聖苑 場長

建築整備課 課長

1 2 選考結果の通知及び契約

- (1) 選考結果通知（予定）日 令和8年1月30日（金）
選考結果通知後、最優秀提案者と仕様書の協議を開始する。
- (2) 契約（予定）日 令和8年3月 5日（木）
プロポーザル後、契約の相手方として決定された者に、別途、契約課から見積書提出を依頼する予定である。
最優秀提案者との協議の進捗により、変更となる場合がある。

1 3 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用の全ては、参加者の負担とする。
- (2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 次に掲げる提案は無効とする。
- ア 本公告に示す参加資格を有しない者がした提案
 - イ 見積金額が提案限度額を超える提案
 - ウ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
 - エ 選考委員に故意に接触を図った者その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案

- (4) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない。
- (5) 提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例（平成10年条例第34号）の規定に基づき、提出書類を公開することがある。
- (6) 最優秀提案者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。
仕様書作成後、最優秀提案者を契約の相手方とし、見積徴取の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、最優秀提案者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (7) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
 - ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき。
 - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
 - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき。
 - エ 本市が最優秀提案者が委託事業を遂行することが困難と判断したとき。
- (8) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (9) 全ての提案者の社名、評価結果（合計得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。

【問い合わせ先（提出先）】

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地 豊田市福祉部やすらぎ福祉総務課（東庁舎1階）
電 話 0565-34-6706（直通） FAX 0565-34-6755
メールアドレス yasuragi@city.toyota.aichi.jp

別表

資本関係又は人的関係について

(1) 資本関係	① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合 ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
(2) 人的関係	① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役 ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者 ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合 ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合	組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。